

平成 27 年 9 月

健全化判断比率及び資金  
不足比率の審査意見書

愛知県監査委員

27 監査第 97 号  
平成 27 年 9 月 7 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県監査委員	西 川 洋 二
同	青 山 學
同	後 藤 貞 明
同	中 野 治 美
同	神 戸 洋 美

健全化判断比率及び資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき  
審査に付された健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審  
査に付された資金不足比率に対する意見書を別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金  
不足比率の審査意見書

# 目 次

	頁
<b>第 1 健全化判断比率の審査</b> .....	1
1 審査の方法.....	1
2 健全化判断比率の概要.....	1
(1) 実質赤字比率.....	2
(2) 連結実質赤字比率.....	3
(3) 実質公債費比率.....	4
(4) 将来負担比率.....	4
3 審査の結果.....	7
<b>第 2 資金不足比率の審査</b> .....	8
1 審査の方法.....	8
2 資金不足比率の概要.....	8
(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業).....	9
(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業).....	9
3 審査の結果.....	9
 (参 考)	
地方財政健全化法の各比率の対象範囲.....	10

# 第1 健全化判断比率の審査

## 1 審査の方法

知事から提出された、平成26年度決算に係る数値等を基に算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであるか

(2) 健全化判断比率の算出過程に誤りはないか

を主眼として、慎重に審査を行った。

## 2 健全化判断比率の概要

健全化判断比率は、次のとおり、いずれの指標も早期健全化基準未満である。

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—) %	3.75 %	5 %
連結実質赤字比率	— (—)	8.75	15
実質公債費比率	15.1 (15.5)	25	35
将来負担比率	212.7 (232.7)	400	

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、比率は「—」で表示する。

2 ( )は前年度の比率を示す。

3 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、健全化判断比率の各比率の詳細は、以下のとおりである。

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	実質収支額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
① □ 一般会計	10,666,072	2,396,301,649	2,381,230,112	4,405,465
② 特別会計のうち公営企業に係る会計以外の特別会計	1,431,886	722,714,228	716,589,760	4,692,582
・ 公債管理特別会計	0	675,363,055	675,363,055	0
・ 証紙特別会計	354,731	18,435,816	18,081,085	0
・ 母子寡婦福祉資金特別会計	0	232,461	44,295	188,166
・ 中小企業近代化資金特別会計	0	8,056,798	3,974,660	4,082,138
・ 就農支援資金特別会計	0	655,476	491,476	164,000
・ 県有林野特別会計	231,357	905,987	674,630	0
・ 林業改善資金特別会計	0	170,937	13,550	157,387
・ 沿岸漁業改善資金特別会計	0	101,312	421	100,891
・ 県営住宅管理事業特別会計	845,798	18,792,386	17,946,588	0
③ 一般会計等に係る実質収支額 (①+②)	12,097,958	3,119,015,877	3,097,819,872	9,098,047
④ 標準財政規模	1,340,003,624			
<b>実質赤字比率 (③/④)</b>	—			%
(前年度の比率)				% (—)

(注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「—」で表示する。

2 標準財政規模の額には、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

3 一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち公営企業に係る会計以外の 9 の特別会計をいう。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	資金剰余額 (A) - (B)	流動資産等の額 (A)	流動負債等の額 (B)
① 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法適用企業)	千円 24,747,821	千円 103,910,832	千円 116,226,379
・ 県立病院事業会計	2,403,164	6,418,285	4,015,121
・ 水道事業会計	14,845,692	20,276,614	5,430,922
・ 工業用水道事業会計	7,498,965	8,994,715	1,495,750
・ 用地造成事業会計	0	68,221,218	105,284,586

(注)1 用地造成事業会計の(B)流動負債等の額には、土地造成等経費に係る企業債残高(97,074,000千円)を含んでいる。

2 資金剰余額((A)-(B))が負の数であっても、資金不足額がない場合には、「0」で表示する。

会計名	資金剰余額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
② 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法非適用企業)	千円 5,945,507	千円 39,855,727	千円 33,472,195	千円 438,025
・ 港湾整備事業特別会計	121,525	3,094,798	2,972,963	310
・ 流域下水道事業特別会計	5,823,982	36,760,929	30,499,232	437,715
③ 一般会計等に係る実質収支額	12,097,958			
④ 連結実質収支額 (①+②+③)	42,791,286			
⑤ 標準財政規模	1,340,003,624			
<b>連結実質赤字比率 (④/⑤)</b>	% —			
(前年度の比率)	% (—)			

(注) 連結実質収支額が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示する。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は 15.1%であり、早期健全化基準(25%)未満である。

区分	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
	千円	千円	千円
① 県債の元利償還金	222,969,063	224,476,180	231,146,102
② 準元利償還金	150,653,715	142,184,782	131,845,356
③ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	208,722,520	199,865,735	188,685,692
④ 標準財政規模	1,340,003,624	1,307,191,206	1,298,578,783
実質公債費比率(単年度) (①+②-③) / (④-③)	% 14.6	% 15.1	% 15.7
実質公債費比率(過去3か年平均)	% 15.1	% 15.5	% 15.5

### (4) 将来負担比率

将来負担比率は 212.7%であり、早期健全化基準(400%)未満である。

区分	金額	前年度比較増減
	千円	千円
① 将来負担額	6,273,370,042	25,202,294
ア 一般会計等に係る県債の現在高	5,404,998,683	96,426,763
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	179,835,658	Δ12,571,679
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	77,575,540	Δ2,493,360
エ 名古屋港管理組合の起債の償還に係る県の負担見込額	34,753,734	Δ1,828,877
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	529,869,167	Δ50,022,684
カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	44,507,515	Δ3,888,851
(ア) 愛知県道路公社	0	0
(イ) 名古屋高速道路公社	0	0
(ウ) 愛知県土地開発公社	0	0

(エ) 第三セクター等	25,256,340	Δ6,099,144
(オ) 制度融資等	19,251,175	2,210,293
キ 連結実質赤字額	0	0
ク 愛知県競馬組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	1,829,745	Δ419,018
② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高	712,189,633	118,940,778
③ 県債の償還額等に充当可能な特定の歳入	86,816,197	Δ7,019,115
④ 県債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	3,067,032,343	83,530,133
⑤ 標準財政規模	1,340,003,624	32,812,418
⑥ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	208,722,520	8,856,785
<b>将来負担比率</b> (①－②－③－④)／(⑤－⑥)	212.7	Δ20.0
(前年度の比率)	(232.7)	

なお、主な項目の内訳は、以下のとおりである。

① 将来負担額の内訳

イ 債務負担行為に基づく支出予定額の内訳

事項	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
産業労働センター整備・運営事業契約	5,136,478	Δ293,201
国営土地改良事業負担金	7,360,903	Δ1,864,403
水資源機構営事業負担金	109,580,283	Δ6,949,867
公共用地先行取得契約	18,603,686	Δ2,553,705
道路事業用地購入	37,634,677	Δ595,388
河川事業用地購入	997,980	15,440
私立学校施設設備整備費借入金償還補助	145,169	Δ235,297
教職員福利厚生施設建設資金借入金償還補助	376,482	Δ95,258
合計	179,835,658	Δ12,571,679

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰

入れ見込額の内訳

会計名	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
県立病院事業会計	12,961,462	△583,920
水道事業会計	1,544,574	△338,262
工業用水道事業会計	1,664,289	△716,013
港湾整備事業特別会計	2,681,597	32,267
流域下水道事業特別会計	58,723,618	△887,432
合計	77,575,540	△2,493,360

カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額の内訳

(エ) 第三セクター等の内訳

法人名	損失補償 付債務額	算入率	将来負担額	前年度比較増減
	千円	%	千円	千円
愛知高速交通株式会社	5,520,000	90	4,968,000	△851,100
一般財団法人愛知県私学振興事業財団	9,429,866	90	8,486,879	△4,571,957
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	29,070,000	30	8,721,000	△594,000
愛知県住宅供給公社	30,804,610	10	3,080,461	△82,087
合計			25,256,340	△6,099,144

(注) 算入率は、法人の経常損益及び純資産による判定又は法人の損失補償付債務の元利償還費に対する県の補助金・貸付金の割合等による判定から、5段階評価で判定した結果に基づくものである。

② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高の内訳

基金名	充当可能基金残高	前年度比較増減
	千円	千円
財政調整基金	70,124,294	64,002,970
減債基金	590,555,544	60,474,412
社会資本整備等推進基金	3,909,164	△9,876,346
国際交流事業推進基金	2,189,015	△48,914
美術品等取得基金	1,390,030	△47,119
文化振興基金	10,455,955	64,160
環境保全基金	810,627	327
産業廃棄物適正処理基金	800,913	14,823

福祉推進整備基金	7,567,599	3,467
地域福祉基金	9,000,000	0
介護保険事業推進基金	133,150	△60,655
科学技術振興基金	2,500,000	0
愛知万博基本理念継承発展基金	144,308	△78,192
産業空洞化対策減税基金	8,686,017	1,517,444
中山間ふるさと・水と土保全基金	440,000	0
あいち森と緑づくり基金	510,025	1,409
障害者福祉減税基金	2,972,992	2,972,992
合計	712,189,633	118,940,778

### 3 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであり、健全化判断比率の算出過程に誤りはなく、健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準未満であることを認めた。

実質公債費比率は、平成 26 年度単年度では、公債費が増加したものの、公債費等の交付税算入額の増などにより県債の元利償還金等が減少する一方で、税収の増加に伴い標準財政規模が増加したことを主な要因として、前年度に比べて低下した。これにより、3 か年平均の比率も低下しているが、依然高い水準である。

一方、将来負担比率は、職員の退職手当の支給予定額が減少したことや、充当可能基金及び交付税算入見込額が増加したことを主な要因として、前年度に比べて低下しているが、依然高い水準である。

したがって、今後とも、しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）に基づく行財政改革の取組を着実に進め、財政の健全化に努められるよう要望する。

## 第2 資金不足比率の審査

### 1 審査の方法

知事から提出された、平成26年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであるか
- (2) 資金不足比率の算出過程に誤りはないか

を主眼として、慎重に審査を行った。

### 2 資金不足比率の概要

資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、算定されない。

会計名	資金不足比率 (A) / (B)	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)			
	%	千円	千円
県立病院事業会計	— (—)	0	26,100,809
水道事業会計	— (—)	0	29,064,575
工業用水道事業会計	— (—)	0	13,062,086
用地造成事業会計	— (—)	0	225,086,220
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)			
港湾整備事業特別会計	— (—)	0	1,103,895
流域下水道事業特別会計	— (—)	0	10,366,146

(注) 1 資金不足額がない場合は、資金不足額は「0」で、資金不足比率は「—」で表示する。

2 ( )は前年度の比率を示す。

3 事業の規模は、営業収益等に相当する額(用地造成事業会計にあつては、資本及び負債の額に貸倒引当金の額を加え、固定負債及び流動負債に計上されている引当金及びリース債務の額を差し引いた額)である。

4 資金不足比率に係る経営健全化基準の数値は20%であり、この数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、資金不足額の詳細は、以下のとおりである。

(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) - (A) (- (D))	流動資産等 の額 (A)	流動負債等 の額 (B)	建設改良費等以 外の経費に係る 企業債の現在高 (C)	解消可能 資金不足額 (D)
	千円	千円	千円	千円	千円
県立病院事業会計	0	6,418,285	4,015,121	0	—
水道事業会計	0	20,276,614	5,430,922	0	—
工業用水道事業会計	0	8,994,715	1,495,750	0	—
用地造成事業会計	0	68,221,218	8,210,586	0	—

- (注) 1 資金不足額がない場合  $(B) + (C) - (A) - (D) \leq 0$  である場合は、資金不足額は「0」で表示する。  
 2 解消可能資金不足額(D)は、 $(B) + (C) - (A) > 0$  である場合に算入する。

(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) + (D) - (A) (- (E))	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	建設改良費等 以外の経費に 係る県債の現 在高(D)	解消可能 資金不足額 (E)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
港湾整備事業 特別会計	0	3,094,798	2,972,963	310	0	—
流域下水道事 業特別会計	0	36,760,929	30,499,232	437,715	0	—

- (注) 1 資金不足額がない場合  $(B) + (C) + (D) - (A) - (E) \leq 0$  である場合は、資金不足額は「0」で表示する。  
 2 解消可能資金不足額(E)は、 $(B) + (C) + (D) - (A) > 0$  である場合に算入する。

### 3 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであり、資金不足比率の算出過程に誤りはなく、資金不足比率は、経営健全化基準未満であることを認めた。

## (参 考)

### 地方財政健全化法の各比率の対象範囲

